

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外187名

一審被告 関西電力株式会社

控訴審第17準備書面

平成27年11月24日

名古屋高等裁判所金沢支部民事第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

この準備書面では、本件原発に対する戦争行為及びテロ攻撃の脅威について述べ、本件原発がそれらリスクに対して無防備であり、ひいては過酷事故に至る危険性が十分あり得ることを論ずる。

目次

第1 総論.....	2
1 原発に対するテロは現実的な脅威であること.....	2
2 過去の原発やそれに準ずる施設へのテロ事例.....	2
第2 想定される主体とテロ態様.....	3
1 ミサイル攻撃.....	3
2 大型航空機の突入による攻撃の脅威.....	6
3 拡大自殺.....	7
4 核物質の奪取.....	8
5 サイバーテロ.....	9
第3 新規制基準下の対策.....	11
第4 結語.....	12

第1 総論

1 原発に対するテロは現実的な脅威であること

原発の安全性を考えるときには、戦争行為やテロによって原発が攻撃される場合のことを考えなければならない。昨今の国際情勢から脅威が現実化しているミサイル攻撃や、現実には我々が平成13年（2001年）9月11日に経験した米国同時多発テロのような航空機の突入に関しては、ロケットや機体の重量、搭載燃料の有無、突入時の速度等の状況によって過酷事故を容易に引き起こしかねないものである。

そして、弾頭が格納容器や圧力容器を直撃した場合、それらが破壊される恐れがある。格納容器を直撃しなくても、原子炉建屋やその周囲に着弾し、配線、配管、電源設備が破壊されれば、重大事故に至ることは福島原発事故で経験済みである。

このような攻撃下では、事故対応の「止める、冷やす、閉じ込める」など実行している余裕などなく、ほとんど不可能である。そうすると、原発というものは、たとえ通常兵器によって攻撃されても放射性物質が大量に放出されるので、核兵器攻撃されたのと同等の被害をもたらす可能性のある攻撃対象なのである。それはもはや「自国だけに向けられた核兵器」であると言っても過言ではない。

2 過去の原発やそれに準ずる施設へのテロ事例

実際、過去に原発や関連施設に対して行われたテロ攻撃は少なくない。これら事例や福島原発事故の混乱を目の当たりにした現時点においては、我が国でもテロを企てる者の攻撃対象として、原発が含まれていないと考えることはできない。

【図表 2：原子力施設へのテロ】

発生年月日	国名	場所	事件概要
1966年11月	英国	ブラッドウェル原発	核燃料棒 20 本盗難
1970年4月	英国	クロスターシャー・パークレー原発	同施設に不満を持つ職員が放電器を制御するワイヤを切断
1971年8月	米国	バーモントヤンキー原発	施設内に不審者が侵入し、逃走時に守衛に危害を加えた。
1972年11月	米国	オークリッジ実験炉施設	ハイジャック犯が同施設の上空を飛行機で旋回し、施設に突撃すると脅迫し、従業員が避難した。結果的に犯人の要求金 1,000 ドルの要求をのんだ。
1975年	ドイツ	ビプリス原発	原発反対派がサイト内にバズーカ砲を持ち込む。
1975年8月	フランス	Mont D'Aree 原発	Breton 分離主義者により爆弾 2 個による攻撃。冷却水供給の人口湖と発電所をつなぐ運河の先端と建屋に爆弾を仕掛けた。放射能漏れ等の被害は無し。
1977年10月	米国	オレゴン州トロージャン原発	発電所訪問者センターの隣接エリアで爆破が起きた。防護区域に被害なし。Environmental Assault Unit が犯行声明
1982年2月	フランス	高速増殖炉スーパーフェニックス	ロース川対岸からロケット弾 5 発が打ち込まれる。環境保護団体が犯行声明
1982年11月	英国	ウィンズケール再処理施設	ウィンズケールの施設で 10kg 以上のプルトニウム、その他 2 ヶ所の原子力施設で 300kg のプルトニウムと濃縮ウランが行方不明
1984年2月	米国	セコイヤ原発	消防員が巡回の際、補助建屋でゴミ袋の炎上を発見し、火災報知から 6 分以内で消火された。サボタージュの疑いが強いとされ、FBI に通報した。
1990年2月	ロシア	アゼルバイジャン共和国首都バクー近郊	民族紛争の際、武装したイスラム原理主義派の小グループが首都バクー近郊の核兵器貯蔵施設を襲撃。
1993年2月	米国	ペンシルベニア州スリーマイルアイランド原発	乗用車に乗った精神疾患者が防護区域のゲートに体当たりし、タービンに激突、運車を捨てて逃走した。約 4 時間後、タービン建屋底部の復水器区域管理下の狭いスペースに隠れているところを逮捕された。
1993年3月	スウェーデン	Barseback 原発	デンマークの環境保護活動家 2 人が侵入し逮捕された。1 人は事故時に使用するフィルター収納建屋まで、1 人は内外側フェンスの間まで侵入
1995年4月	英国	セラフィールド再処理施設	15 ヶ国から約 300 人のグリーンピース活動家が侵入を試み、70 人を超える逮捕者を出した。「爆弾製造用核分裂性物質の生産を中止する」という英国政府発表の核不拡散条約会議に注目を集めようとしたもの
1998年12月	ロシア	チェチェンアルグン	チェチェン共和国首都グロズヌイから 9 マイルの鉄道線路付近の放射性物質を搭載したコンテナの中で爆弾が発見され当局の手で解体された。放射性物質拡散デバイスの発見が報道されたのは初めて
1999年3月	スウェーデン	Barseback 原発	環境保護活動家が原発の閉鎖を求め 24 人が侵入。抗議の横断幕を建屋に掲げた。20 人が投降し逮捕、残り 4 人もヘリで屋上から踏み込んだ警察によって逮捕された。
2007年3月21日	スウェーデン	Forsmark 原発	午前 9 時頃、ストックホルム北約 100km にある Forsmark 原発に、爆弾を仕掛けたとの電話があり、操業には影響はなかったが、職員が一時避難する騒ぎになった。

【出典：季報エネルギー総合工学 Vol. 24 No.4 より抜粋】

(東京海上日動リスクコンサルティング(株), TRC EYE No. 154 より)

第 2 想定されるテロ態様

1 ミサイル攻撃

原発へのテロとして先ず考えなければならないのはミサイル攻撃である。

例えば防衛白書(甲 2 3 6)によると、朝鮮民主主義人民共和国(以下「北

朝鮮」は、ノドン（射程距離約1300km）、テポドン1（射程距離1500km以上）、テポドン2（射程距離約6000km）という大陸間弾道ミサイルを保有している。特に、テポドン2の派生型は射程距離10000km以上とみられている（防衛白書（甲236）、防衛省ホームページ（甲237））。

それはアメリカ合衆国全土を射程距離におさめるようになったといわれている。したがって我が国全土は当然に射程距離内である。

なお、仮に核兵器による攻撃がなされなかったとしても（他国を核攻撃することの心理的障壁は非常に高く、また核攻撃を受けた国やその国の同盟国からの徹底的反撃（核攻撃を含む）や国際的な強い非難を招く恐れがある。）、通常兵器の使用は、核兵器に比べてその心理的障壁は低く、十分に想定しておくべき脅威である。

そして、通常兵器弾頭（高性能火薬弾頭）で原発が狙われ着弾した場合、原発が重大事故（核暴走—チェルノブイリ型事故、またはメルトダウン—フクシマ型事故）を起こし、大量の放射性物質を放出する蓋然性は高い。その量は広島型原爆の数百倍に達する恐れがある。なお、福島原発事故のセシウムの放出量は広島原爆の168倍以上とされている（東京新聞 平成23年（2011年）8月25日記事（甲238））。

冒頭でも述べたとおり、弾頭が格納容器や圧力容器を直撃した場合、それらが破壊される恐れがある。格納容器を直撃しなくても、原子炉建屋やその周囲に着弾し、配線、配管、電源設備が破壊されれば、重大事故に至る。

そして、事故対応の「止める、冷やす、閉じ込める」は敵の攻撃下でしなければならないことからすれば、ほとんど不可能である。

このように原発は通常兵器によって攻撃されても、核兵器攻撃されたのと同等もしくは、放射性物質の放出量だけをみればそれ以上の被害をもたらす可能性がある。「自国だけに向けられた核兵器」といわれる所以である。

北朝鮮のミサイル基地は東倉里（トンチャンリ）地区にあると言われており、そこから我が国の若狭湾に林立する十数基の原発までの距離は約1000kmである（甲239）。

ところで、防衛省の情報収集と分析によれば、平成24年（2012年）1月12日に北朝鮮は人工衛星と称してミサイルを発射したとされるが、午前9時49分に発射されたミサイルは、わずか20分後の10時09分ころ、2段目の推進装置とみられる物体が、東倉里地区から約2600kmも離れた太平洋に落下したと推定されている（防衛省ホームページ甲237）。

とすると東倉里地区のミサイル基地から発射されたミサイルが若狭湾の原発群に着弾するまでの時間は長く見積もっても10分に満たないということになる。

発射されてから約10分弱の間に我が国の首相や防衛大臣が対策を検討し、決定、命令できるとは到底思われぬ。また仮に命令できたとしても有効な対策があるとは思われぬ。対策として迎撃ミサイルがあり得るが、迎撃ミサイルは未完の技術であり、米国を含むどの国においてもこれを実戦で使用したことがないとされている。そして、仮に迎撃を実行するとしても、発射後の数分間に、その飛翔体が目標物を攻撃するためのミサイルなのか、平和目的の人工衛星を打ち上げるためのロケットなのか見極めることもほぼ不可能なまま迎撃して破壊することは、無辜の市民までを犠牲にする危険が高いこと等をあわせて考えると、容易なことではない。

通常兵器による核施設（原発、ウラン濃縮設備、使用済み燃料再処理施設等）への攻撃は、以上のとおり、核兵器による攻撃と同等またはそれ以上の被害をもたらす可能性があることから、国際条約（ジュネーブ諸条約第一追加議定書）56条1項によって禁止されているが、米国、イスラエル等はこれを批准しておらず、北朝鮮がそれを遵守する保証は全くない。

なお、命中精度は技術の進歩により日進月歩であり、従来、慣性誘導方式であった弾道ミサイルの誘導方式が衛星誘導になり、命中精度が格段に向上する可能性が出てきたといわれている（甲240）。

そして、ミサイル攻撃に特に弱いのが使用済み燃料プールである。福島原発事故でも明らかになったように、沸騰水型原発においては使用済み燃料プールは4階にあり、その上は脆弱な屋根である。福島原発事故では水素爆発により

4号機の原子炉建屋の屋根が吹き飛ばされ、プールが露天となり、その脆弱性が明らかになった。加圧水型原発においては使用済み燃料プールは原子炉建屋とは別の建物となっているが、固く厚い殻によって保護されていることはなく、脆弱性は沸騰水型と大差はない。平成27年（2015年）4月14日の高浜原発3、4号機差止の仮処分決定（甲165）によっても強く指摘されている。

これがミサイルに直撃された場合、多数の燃料棒崩壊による再臨界、プール破壊→冷却水喪失によるメルトダウンとなることは避けられないであろう。

原発に対するミサイル攻撃の危険につき、平成27年（2015年）7月29日参院第1委員会において、山本太郎議員が質問したところ、安倍首相及び政府委員らは、弾道ミサイルによって放出されるという事態は想定しておらず、したがって十分な防衛策や対策を講じていないことを認めた（甲241）。

また、小泉純一郎元首相は「政府はそのリスクは分かっているのだが、ミサイル攻撃されても大丈夫にするには余りにお金がかかるので政府も電力会社もそれを放っておいている」と述べている。

なお、新規制基準においては、テロ行為によって原子炉の中央制御室（中操）が破壊された場合に備えて特定重大事故等対処施設の設置が義務付けられている（ただし、3年間の猶予）が、同施設もテロで破壊されるおそれがあるにもかかわらず、その対策は全くない。また、原発がミサイル攻撃に対処しうる設備や訓練をすることも要求していない。要するに政府も電力会社も原発へのミサイル攻撃については何らの備えもしていないのである。

2 大型航空機の突入による攻撃の脅威

同種のリスクは他にもある。例えば、ハイジャックされた大型航空機が原発に故意に突入する事態である。

平成13年（2001年）9月11日の米国での同時多発テロ事件では、計4機の旅客機がハイジャックされたが、ニューヨークのワールドトレードセンタービルと国防総省本庁舎へ激突した3機以外の残りの1機は、途中で墜落しているが、最終的には近く原発を目指していたのではないかとの指摘もある。

大型航空機が原子炉建屋に突入した場合、格納容器の破裂ばかりでなく、大量の航空機燃料による大規模火災が想定される。そうなれば事故収束作業はほぼ不可能で、過酷事故となることは必至である。このことはドイツでも問題とされており、シュレスビヒ・ホルンシュタイン州上級行政裁判所は、平成24年（2012年）3月、テロリストが超大型旅客機エアバス380（定員約850人）を使って意図的に攻撃を行う可能性を検討対象にしなかったことを調査不足と認定し、中間貯蔵施設の設置許可を取り消した。

航空機テロは、国外でハイジャックされたものが、日本を標的にすることあり得ることから、日本国内の治安や常識だけを念頭に置くべきではなく、大型航空機の突入による攻撃の脅威を現実のものとして受け止めるべきである（米国においてすら、同時に4機の航空機がハイジャックされテロに利用されるなど、どれだけの人が想定できたであろうか）。

3 拡大自殺

また、平成27年（2015年）3月24日、ドイツ・ルフトハンザの格安航空部門ジャーマンウィングスの旅客機9525便がアルプス山中に墜落し、乗客乗員150人が死亡した。墜落の原因は、副操縦士が操縦士を操縦室から締め出した上で、故意に墜落させたものと断定されている。

我が国に目を向けると、昭和57年（1982年）2月9日、日本航空350便の機長（後に妄想性精神分裂病と診断）が故意に逆噴射したために羽田空港沖に墜落し、乗客乗員24人が死亡、149名が重軽傷を負った事故がある。

また、平成27年（2015年）6月30日には、新幹線車内で71歳の男がガソリンをまいて放火し、自らも死亡したという事例もある。

このように自殺するに際して他者を巻き込むことを拡大自殺（extended suicide）という。

原発では、この拡大自殺を想定してはいない。たとえば制空戦闘機F15を操縦する航空自衛隊員が拡大自殺をはかろうとするような事態は、想定をしていない。

その場合、搭載するミサイルを原発に向けて発射し、その上で自ら原発に突入する形態が考えられる。ミサイル攻撃だけで、原発は致命的に破壊されるであろうし、さらに高速で戦闘機が原発に突っ込めば、その損害は拡大する。

他にも、原発内部で従事する運転員が拡大自殺を図ることも考えられる。故意にスイッチを操作して事故を発生させたり、あるいは自分の座っている椅子などを使った機器の破壊行為なども想定されなければならない。

このような場合、どのような事態となるか、それを防止する対策は万全かどうかを検討されるべきであるのに、そのような想定は一切なされていないのである。

4 核物質の奪取

通常、核燃料は大きく重いため奪取は容易ではないが、重武装した国際的な組織による犯行であれば、その可能性も排除できない。

前掲の表に示した過去の事例にもあるとおり、旧ソ連等では核物質の管理が杜撰であったことに乗じて盗難や紛失が実際に起こっている。また、原発以外にも、核燃料サイクル施設等にあるプルトニウム、劣化ウランや核廃棄物等は、それぞれ原子爆弾、劣化ウラン弾、その他のいわゆる汚い爆弾 (Dirty Bomb, 核爆弾のような核反応ではなく爆薬等で爆発させ放射性物質を拡散させる爆弾) への転用が可能であり、国際的なテロ組織などから我が国の核施設が標的となる可能性は否定できない。

この点、一般に、テロというと外部からの攻撃を想定しがちであるが、従業員等内部情報に精通した人間による機密情報の漏えい、外部脅威者の侵入幫助や、自ら攻撃を加えたりする内部脅威の存在、すなわち内部脅威者によるインサイダー行為もないとは言い切れない。

前項の拡大自殺にも関連するが、原発の中央制御室を占拠しさえすれば、原子力に関する知識がない者でも原子炉の稼動・停止や出力を調整したり制御システムを破壊することができるといわれている。

これに関連して憂慮すべきは、命を惜しまない、人を殺すことを躊躇しない

武装集団によるテロ攻撃である。重武装し、かつ高度な訓練を受け、多数のテロリストが二手、三手に分かれて来襲した場合である。

このような危険は、「味方の敵は敵だ」という集団的自衛権の論理によって強まっている。世界から「敵」を呼び込む恐れが強まっている。

現に I S (イスラム国) はシリア等の I S 周辺国を支援するとした日本を敵視し、報復、見せしめとして後藤健二さんを殺害した。I S は、後藤さんを殺害した際の平成 27 年 (2015 年) 2 月のビデオメッセージで、「お前たち愚かな有志連合は、われわれがアラーのご加護により、権威と力のあるイスラム教カリフ国家であり、お前たちの血を欲しがっている軍であることを理解できていない。安倍、勝ち目のない戦争に参加するというお前の無謀な決断のために、このナイフは後藤を殺すだけでなくお前の国民がどこにしようとも虐殺をもたらすだろう。日本の悪夢を今始めよう。」と、宣戦布告に等しいテロ予告を行っている。日本政府の安全保障政策のために、日本国民、日本の原発に対するテロの危険性は高まっているというべきである。

このような報復、見せしめ、あるいはそれ以上の攻撃が、我が国の原発に対するテロ行為に及ばないという保証はない。強力な武装集団によるテロへの対策として米国の NRC (米国原子力規制委員会) は約 50 人による模擬テロ集団を組成し、かつ各原発に約 150 人からなる自衛武装隊を組成させ、両者の間で実戦さながらの模擬戦闘を実施させることで安全対策の強化をはかっている。

我が国にはそのような制度はなく、原発は自前と外注の警備員 (非武装) によって警備され、テロについては「それは警察の問題で自分達の手には負えない」としている。日本の原発の戦争行為や武装テロへの備えは極めて脆弱であり、新規制基準もこれに対する十分な対策を基準として要求していない。

5 サイバーテロ

この他にも考えなければならないのは、いわゆるサイバーテロである。

原発は、無数の大型ないし中型、小型コンピュータからなるシステムによつ

てコントロールされている。そのコンピュータシステムがハッキングされ、あるいはコンピュータウイルスによって汚染された場合、システム全体が暴走して制御不能となったり、情報が大量に流出したりする恐れがある。この側面でも、重大過酷事故に至る危険性は排除しきれない。

原発のコンピュータシステムは外部から一応切り離されているとされているが、何者（清掃者を装う者または内部社員など）かがシステムに属するパソコンにウイルスを侵入させたり、通信機能のあるSDカード等を秘かに挿入したりするだけで外部との遮断は意味をなさなくなる。

我が国の警視庁も、平成24年（2012年）3月に発刊した『警備情勢を顧みて』において「サイバー攻撃の情勢と対策」の項目を立てて（甲242）、諸外国で原発が基幹システムへのサイバーテロを受けて制御システムの機能不全に陥った事例、特にイランの核燃料精製工場で平成22年（2010年）にサイバー攻撃を受けた事例を指摘して、「サイバーテロの脅威は正に現実的なものとなっています」と述べている。

平成26年（2014年）12月には北朝鮮のハッカー集団が韓国の原発をサイバー攻撃し、発電所の設計図や作業員の研修データなどが不正流出したことが発覚している（甲243）。

そして、平成23年（2011年）12月9日の週刊誌（甲244）では、3・11の福島第一原発事故の直後、同原発の制御システムに外部、おそらくロシアから妨害ウイルスが送り込まれていた疑いが報道されている。これに対して東京電力は「サイバー攻撃を受けていた事実があったかどうか把握していません」としつつも「その事実が仮にあったとしても、安全上の支障を考慮して公表を控えることもあり得ます」としているが、同記事も述べているとおり、原発への攻撃者はもはや地震や津波のような自然災害だけを考慮すればよい時代ではなく、世界中のハッカーによる人為的なアクセス集中（いわゆるDDoS攻撃）等の混乱や、すでに密かに侵入しているかもしれない悪意ある破壊者、すなわちコンピュータウイルスなどのサイバー攻撃も現実的な脅威となっているのである。

人間が作り上げるセキュリティが万全のものでない以上、高度な技術を持ったハッカーが原発の制御系システムの脆弱性に付け込んで侵入した上で燃料操作によって炉心に影響を与えたり、警備等の機密情報をハッキングした上でその情報が不測のテロ等に利用される等の可能性も、現実的な脅威である。

第3 新規制基準下の対策

国会事故調報告書では、海外では、航空機テロ等の人為的事象を想定した設計が求められている旨の記載があるところ（甲1・119頁）、新規制基準においては、テロが発生した場合に対処するための基準を新設し、意図的な航空機衝突などへの可搬式設備を中心とした対策（可搬式設備・接続口の分散配置）などを、バックアップ対策として常設化を要求（特定重大事故等対処施設の整備）している。

しかし、本準備書面で述べたように、テロリストの手段は、大型航空機の突入による攻撃やミサイルによる攻撃にとどまらず、サイバーテロや部内者による脅威も具体的かつ現実的に想定されるのに、新規制基準における対策は、これら人為的事象に対して国際的水準と同程度の対策ないし設計がなされているとは到底いえないものである。例えば、主要な原子力利用国の中で日本のみが原子力施設における信頼性確認制度を導入していない状況にあり、核セキュリティに関するNGOであるNTI（Nuclear Threat Initiative）が平成24年（2012年）1月に発表した核セキュリティ状況の国別ランキングによると、個人の信頼性に係る評価項目（Security Personnel Measures）において、日本は32か国中30位とされている（甲245・7頁）。

また、テロ対策に関する国際的水準についていえば、米国では9・11同時多発テロ以後、米国原子力規制委員会（NRC）の平成14年（2002年）の命令に基づき、その第B. 5. b章第2節及び3節への対応のために米国産業界（NEI）はガイドラインNEI 06-12を作成している。

一審原告らは、控訴審第8準備書面において、新規制基準については、制

定手続が不合理であり、①原子力規制委員会及び規制庁職員の独立性が欠如していること、②福島原発事故の原因究明がなされていない状態で新規規制基準が策定されたこと、③新規規制基準の検討期間が短すぎて十分な検討がなされていないこと、④パブリックコメントも形だけのものであること等の外形的事実を指摘し、これらの事実からしても原発の安全性を確保できるものとなっていない不合理なものである旨を主張しているが、テロ攻撃への対策についてみれば、一審被告は、その不十分な新規規制基準におけるテロ対策さえ履践しているとは認められないのである。

第4 結語

以上のとおり、原発へのテロ攻撃は、単に一審原告だけが想定しているような非常事態ではなく、現実には起こり得る脅威なのである。

朝日新聞平成23年(2011年)7月31日記事(甲246)や、平成27年(2015年)4月8日東京新聞記事(甲247)によれば、外務省も昭和59年(1984年)に日本国内の原発が攻撃を受けた場合の被害予測を極秘に研究していたことが明らかとなっている。

外務省の研究では、原子炉や格納容器が破壊された場合に加え、福島原発事故と同じ全電源喪失も想定し、大量の放射性物質が放出することで、人の住めなくなる地域は平均で周囲30キロ圏内、最大で87キロ圏内とされ、人的被害については最大1万8000人が急性死亡するという報告書を作成していた。しかし、反原発運動の拡大を恐れて公表しなかったとされている(甲248)。このように、本準備書面で述べた原発へのテロ攻撃は単に一審原告らの主張にとどまるものではなく、国も検討するほどの現実的で具体的な想定なのである。

また、昨今の集団的自衛権の行使に関する論議の中ではあるが、安倍晋三内閣総理大臣も、政府答弁の中で、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する

武力攻撃であったとしてもその目的，規模，態様等によっては，我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」ことを正面から認めている（甲 2 4 9）。

以上の種々の脅威を前に，真に国民の安全と国土防衛を願うのであれば，まずなすべきは原発を攻撃対象とさせないこと，すなわち原発の廃止である。

原発は戦争行為やテロに対して弱く，国防上のアキレス腱といえる。我が国はそのアキレス腱を 5 4 基も外国に向けて海岸沿いに設置しているのである。

本件各原発は，上記のような戦争行為やテロのリスクに対して無防備であると言っても過言ではなく，外国からの攻撃やテロに襲われて過酷事故に至る危険性は十分にあり得るのであるから，決して再稼働させてはならない。

以 上